

1 都市計画区域及び準都市計画区域を指定・変更する者

都市計画区域及び準都市計画区域の別	市町村指定	都 道 府 県 指 定		
	知事同意	大臣同意不要	特定区域(*1) のみ大臣同意	大臣同意必要
都市計画区域	—	—	—	○
準都市計画区域	—	○	—	—

2 都市計画決定権者一覧表

都市計画の内容		市町村決定(*1)	都道府県（指定都市(*5)）決定		
		知事への協議・同意	大臣同意不要	大臣同意必要	
都市計画区域の整備，開発及び保全の方針	区域区分の有無及び方針並びに国の利害に重大な関係がある都市計画の決定の方針			●	
	その他				
市街化区域及び市街化調整区域の区分				○	
都市再開発方針等					
地域	用途地域	○(*3)			
	特別用途地区	○			
	特定用途制限地域	○			
	特定容積率適用地区	○(*3)			
	高層住居誘導地区	○(*3)			
	高度地区	○			
	高度利用地区	○			
	特定街区	○(*3)			
	都市再生特別地区			○	
	居住調整地域	○			
	特定用途誘導地区	○			
	防火地域・準防火地域	○			
	特定防災街区整備地区	○			
	景観地区	○			
	風致地区	2以上の市町村の区域にわたる面積10ha以上		○	
		その他	○		
	駐車場整備地区	○			
	臨港地区	国際戦略港湾，国際拠点港湾			○
		重要港湾		○	
		その他	○		
歴史的風土特別保存地区				○	
特別緑地保全地区	2以上の市町村の区域にわたる面積10ha以上		○		
	その他	○			
(近郊緑地特別保全地区)				○	
緑地保全地区	2以上の市町村の区域にわたるもの		○		
	その他	○			
流通業務地区			○		
生産緑地地区		○			
伝統的建造物群保存地区		○			
航空機騒音障害防止地区			○		
航空機騒音障害防止特別地区			○		

都市計画の内容			市町村決定(*1)		都道府県(指定都市(*2))決定		
			知事への協議・同意	大臣同意不要	大臣同意必要		
促進区域	市街地再開発促進区域		○				
	住宅街区整備促進区域		○				
	土地区画整理促進区域		○				
	拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域		○				
	遊休土地転換利用促進地区		○				
	被災市街地復興推進地域		○				
都市施設	道路(*6)	一般国道	指定区間			○	
			指定区間外	△(*4)		○	
		県道		△	○		
		その他道路		○			
		自動車専用道路	高速自動車国道				●
			その他		○(*7)		
	都市高速鉄道					○	
	駐車場		○				
	自動車ターミナル		○				
	空港	成田国際空港等(*8)					●
		鹿児島空港等(*9)、地方管理空港			●		
		その他		○			
	公園・緑地・広場	国が設置する面積10ha以上のもの					●
		都道府県が設置する面積10ha以上のもの		△	○		
		その他		○			
	墓園	国または都道府県が設置する面積10ha以上のもの			○		
		その他		○			
	その他公共空地		○				
	水道	水道用水供給事業					●
		その他		○(*3)			
電気・ガス供給施設		○(*3)					
下水道	公共下水道	排水区域が二以上の市町村の区域				●	
		その他	○(*3)				
	流域下水道					●	
その他		○(*3)					
汚物処理場・ごみ焼却場	産業廃棄物処理施設					○	
	その他		○				
地域冷暖房施設		○					
河川	一級河川		△(*4)			●(*5)	
	二級河川		△	○(*10)			
	準用河川		○				

都市計画の内容		市町村決定(*1)	都道府県（指定都市(*2)）決定		
		知事への協議・同意	大臣同意不要	大臣同意必要	
都市計画	運河		○		
	学校	大学・高等専門学校	○		
		その他	○		
	図書館・研究施設等	○			
	病院・保育所等	○			
	市場・と畜場	○(*3)			
	火葬場	○			
都市施設	一団地の住宅施設	○			
	一団地の官公庁施設			○	
	流通業務団地		○		
	電気通信事業用施設	○			
	防風・防火・防水・防雪及び防砂施設	○			
	防潮施設	○			
	市街地開発事業	土地区画整理事業	国の機関又は都道府県が施工する面積50ha超	△	○
その他			○		
新住宅市街地開発事業			○		
工業団地造成事業			○		
市街地再開発事業		国の機関又は都道府県が施工する面積3ha超	△	○	
		その他	○		
新都市基盤整備事業			○		
住宅街区整備事業		国の機関又は都道府県が施工する面積20ha超	△	○	
		その他	○		
防災街区整備事業		国の機関又は都道府県が施工する面積3ha超	△	○	
	その他	○			
市街地開発事業等予定区域	新住宅市街地開発事業予定区域		○		
	工業団地造成事業予定区域		○		
	新都市基盤整備事業予定区域		○		
	面積20ha以上の一団地の住宅施設予定区域	○			
	一団地の官公庁施設予定区域			○	
	流通業務団地予定区域		○		
地区計画等	地区計画	○(*3)(*11)			
	防災街区整備地区計画	○(*11)			
	歴史的風致維持向上地区計画	○(*11)			
	沿道地区計画	○(*3)(*11)			
	集落地区計画	○(*11)			

(備考)

- * 1 △の都市計画は、市町村が作成する都市再生整備計画に都道府県知事の同意を得て当該都市計画の決定等を記載した場合に限る。
- * 2 ●印の都市計画は、指定市の区域においても、都道府県決定
- * 3 特別区の存する区域においては、都が決定。なお、特定街区については、1haを超えるもの、地区計画及び沿道地区計画については、それぞれ 3haを超える再開発等促進区または沿道再開発等促進区を定めるものに限る。
- * 4 知事同意に加えて、大臣同意が必要
- * 5 原則は都道府県決定だが、都市再生整備計画に係る都市計画の決定等の場合は指定都市決定
- * 6 都市計画を変更する場合、変更箇所の道路種別に応じ決定権者を判断
(但し、変更により変更箇所以外の施設へ影響を及ぼす恐れがあるため、事前に決定権者について県に確認を行うこと)
- * 7 首都高速道路及び阪神高速道路については大臣同意が必要
- * 8 成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港
- * 9 新千歳空港、旭川空港、稚内空港、釧路空港、帯広空港、函館空港、仙台空港、秋田空港、山形空港、新潟空港、大阪国際空港、広島空港、山口宇部空港、高松空港、松山空港、高知空港、福岡空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港
- * 10 指定都市が決定するのは、一の指定都市の区域内に存するものに限る
- * 11 都道府県知事の協議・同意事項は地区計画等の位置及び区域、地区施設等の配置及び規模に限定

3 都市計画に定める事項

○：必ず定める事項 ◇：定めるよう努める事項 △：一定の場合に定める事項 (●◆▲：都市計画法以外の法律の規定に基づくもの)

都市計画の種類		都市計画に定める事項						
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針		○都市計画の目標 ○区域区分の決定の有無及び区域区分を定めるときはその方針 ○その他土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針						
区域区分		○市街化区域と市街化調整区域との区分						
都市再開発方針等	都市再開発の方針	●都市再開発の方針						
	住宅市街地の開発整備の方針	●住宅市街地の開発整備の方針						
	拠点業務市街地の開発整備の方針	●拠点業務市街地の開発整備の方針						
	防災再開発の方針	●防災地区整備方針						
地域地区	用途地域	○種類・位置・区域	◇面積	○容積率		○建ぺい率	○高さ	△敷地面積最低限度(各用途共通) △外壁後退距離限度
	第一種・第二種低層住居専用地域 第一種・第二種中高層住居専用地域 第一種・第二種住居地域、準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域					○建ぺい率		△特例容積率適用区域
	特別用途地区	○種類・位置・区域	◇面積					
	特定用途制限地域	○種類・位置・区域	◇面積					○制限すべき特定の建築物等の用途の概要
	高層住居誘導地区	○種類・位置・区域	◇面積	○容積率		△建ぺい率の最高限度		△敷地面積最低限度
	高度地区	○種類・位置・区域	◇面積				○高さの最高限度又は最低限度	
	高度利用地区	○種類・位置・区域	◇面積	○容積率の最高限度又は最低限度		○建ぺい率の最高限度		○建築面積最低限度 △壁面位置
	特定街区	○種類・位置・区域	○名称	◇面積	○容積率		○高さの最高限度	○壁面位置
	都市再生特別地区	○種類・位置・区域		◇面積	●容積率の最高限度及び最低限度(400%以上)	●建ぺい率の最高限度	●高さの最高限度	●誘導すべき用途 ●建築面積最低限度 ●壁面位置
	居住調整地域	○種類・位置・区域		◇面積				
	特定用途誘導地区	○種類・位置・区域		◇面積				
	防火地域・準防火地域	○種類・位置・区域		◇面積				
	特定防災街区整備地区	○種類・位置・区域		◇面積			▲高さの最低限度	●建築面積最低限度 ▲壁面位置 ▲間口率の最低限度
	景観地区	○種類・位置・区域	○名称	◇面積			▲高さの最高限度又は最低限度	●建築物の形態意匠の制限 ▲壁面位置 ▲敷地面積の最低限度
	風致地区	○種類・位置・区域	○名称	◇面積				
	臨港地区	○種類・位置・区域	○名称	◇面積				
	駐車場整備地区	○種類・位置・区域		◇面積				
	歴史的風土特別保存地区	○種類・位置・区域	○名称	◇面積				

○：必ず定める事項 ◇：定めるよう努める事項 △：一定の場合に定める事項（●◆▲：都市計画法以外の法律の規定に基づくもの）

都市計画の種類		都市計画に定める事項					
地域地区	特別緑地保全地区	○種類・位置・区域	○名称	◇面積			
	緑地保全地区	○種類・位置・区域	○名称	◇面積			
	流通業務地区	○種類・位置・区域	○名称	◇面積			
	生産緑地地区	○種類・位置・区域		◇面積			
	伝統的建造物群保存地区	○種類・位置・区域	○名称	◇面積			
	航空機騒音障害防止地区 航空機騒音障害防止特別地区	○種類・位置・区域		◇面積			
促進区域	市街地再開発促進区域	○種類・位置・区域	○名称	◇面積		●公共施設の配置・規模 ●単位整備区	
	土地区画整理促進区域	○種類・位置・区域	○名称	◇面積		●住宅市街地としての開発方針	
	住宅街区整備促進区域	○種類・位置・区域	○名称	◇面積		●住宅街区としての整備方針	
	拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域	○種類・位置・区域	○名称	◇面積		●拠点業務市街地としての開発整備の方針	
遊休土地利用転換利用促進地区		○位置・区域	○名称	◇面積			
被災市街地復興推進地域		○名称・位置・区域・面積				●緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針（緊急復興方針） ●建築行為等の制限等の期間の満了の日	
都市施設	道路	○種類・名称・位置・区域		◇種別		◇構造	◇車線の数 ※左記の構造とは、車線数・幅員・嵩上げ式等の別・立体交差等の別
	都市高速鉄道	○種類・名称・位置・区域				◇構造	※左記の構造とは、嵩上げ式等の別・立体交差等の別
	駐車場	○種類・名称・位置・区域			◇面積	◇構造	※左記の構造とは、地上及び地下の階層
	自動車ターミナル	○種類・名称・位置・区域		◇種別	◇面積		※種別とはトラックターミナル又はバスターミナルの別
	空港	○種類・名称・位置・区域			◇面積		
	上記以外の交通施設	○種類・名称・位置・区域					
	公園	○種類・名称・位置・区域		◇種別	◇面積		※種別とは、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園などの別
	緑地・広場・運動場・墓園	○種類・名称・位置・区域			◇面積		
	上記以外の公共空地	○種類・名称・位置・区域					
	下水道	○種類・名称・位置・区域					◇排水区域
	汚物処理場・ごみ焼却場・ごみ処理場	○種類・名称・位置・区域			◇面積		
	上記以外の供給処理施設	○種類・名称・位置・区域					
	河川・運河その他の水路	○種類・名称・位置・区域				◇構造	※左記の構造とは、堤防式等の別及び単断面式等の別
	教育文化施設	○種類・名称・位置・区域			◇面積		
	医療施設・社会福祉施設	○種類・名称・位置・区域			◇面積		
	市場・と畜場・火葬場	○種類・名称・位置・区域			◇面積		
一団地の住宅施設	○種類・名称・位置・区域			◇面積		○建ぺい率 ○容積率 ○住宅の予定戸数（低層・中層・高層別） ○公共施設・公益的施設・住宅の配置の方針 △施行予定者	

○：必ず定める事項 ◇：定めるよう努める事項 △：一定の場合に定める事項 (●◆▲：都市計画法以外の法律の規定に基づくもの)

都市計画の種類		都市計画に定める事項			
	一団地の官公庁施設	○種類・名称・位置・区域		○面積	○建ぺい率 ○容積率 ○公共施設・公益的施設・建築物の配置の方針 △施行予定者
	一団地の津波防災拠点市街地形成施設	○種類・名称・位置・区域		◇面積	○建ぺい率 ○容積率 ○高さ ○住宅施設、特定業務施設、又は公益的施設及び公共施設の位置及び規模
	一団地の復興拠点市街地形成施設	○種類・名称・位置・区域		◇面積	○建ぺい率 ○容積率 ○高さ ○住宅施設、特定業務施設、又は公益的施設及び公共施設の位置及び規模
	流通業務団地	○種類・名称・位置・区域			●建ぺい率 ●容積率 ●高さ ●壁面位置 ●流通業務団地の敷地の位置・規模 ●公共施設・公益的施設の位置・規模 △施行予定者
	電気通信事業用施設	○種類・名称・位置・区域			
	防風・防火・防水・防雪・防砂・防潮施設	○種類・名称・位置・区域			
(立体都市施設)	道路	○通常の場合に定める事項 ○離隔距離の最小限度 ○載荷重の最大限度			
	都市高速鉄道	○通常の場合に定める事項 ○離隔距離の最小限度 ○載荷重の最大限度			
	駐車場	○通常の場合に定める事項 ○離隔距離の最小限度 ○載荷重の最大限度			
	自動車ターミナル	○通常の場合に定める事項 ○離隔距離の最小限度 ○載荷重の最大限度			
	その他交通施設	○通常の場合に定める事項 ○離隔距離の最小限度 ○載荷重の最大限度			
	水道	○通常の場合に定める事項 ○離隔距離の最小限度 ○載荷重の最大限度			
	電気供給施設・ガス供給施設	○通常の場合に定める事項 ○離隔距離の最小限度 ○載荷重の最大限度			
	下水道	○通常の場合に定める事項 ○離隔距離の最小限度 ○載荷重の最大限度			
	汚物処理場・ごみ処理場	○通常の場合に定める事項 ○離隔距離の最小限度 ○載荷重の最大限度			
	その他供給・処理施設	○通常の場合に定める事項 ○離隔距離の最小限度 ○載荷重の最大限度			
	河川・運河その他の水路	○通常の場合に定める事項 ○離隔距離の最小限度 ○載荷重の最大限度			
	電気通信事業用施設	○通常の場合に定める事項 ○離隔距離の最小限度 ○載荷重の最大限度			
	防火施設・防水施設	○通常の場合に定める事項 ○離隔距離の最小限度 ○載荷重の最大限度			
市街地開発事業	土地区画整理事業	○種類・名称・施行区域 ◇面積	○公共施設の配置・宅地の整備に関する事項		
	新住宅市街地開発事業	○種類・名称・施行区域 ◇面積	●住区 ●公共施設の配置・規模 ●宅地の利用計画		
	市街地再開発事業	○種類・名称・施行区域 ◇面積	●公共施設の配置・規模 ●建築物・建築敷地整備計画 ▲住宅建設目標		
	新都市基盤整備事業	○種類・名称・施行区域 ◇面積	●根幹公共施設用地の区域 ●開発誘導地区の配置・規模 ●開発誘導地区内の土地の利用計画		
	住宅街区整備事業	○種類・名称・施行区域 ◇面積	●公共施設の配置・規模 ●施設住宅建設計画		
	防災街区整備事業	○種類・名称・施行区域 ◇面積	●防災公共施設等の配置・規模 ●防災施設建築物の整備に関する計画		
市街地開発区域等	新住宅市街地開発事業	○種類・名称・区域・施行予定者 ◇面積			
	工業団地造成事業	○種類・名称・区域・施行予定者 ◇面積			
	新都市基盤整備事業	○種類・名称・区域・施行予定者 ◇面積			
	一団地の住宅施設(区域面積20ha以上)	○種類・名称・区域・施行予定者 ◇面積			
	一団地の官公庁施設	○種類・名称・区域・施行予定者 ◇面積			
	流通業務団地	○種類・名称・区域・施行予定者 ◇面積			

○：必ず定める事項 ◇：定めるよう努める事項 △：一定の場合に定める事項（●◆▲：都市計画法以外の法律の規定に基づくもの）

都市計画の種類		都市計画に定める事項			
地区計画	地区計画	○種類・名称・位置・区域 ◇面積	◇目標・整備，開発及び保全に関する方針		△地区整備計画 △再開発等促進区
	(再開発等促進区)	○種類・名称・位置・区域 ◇面積	◇目標・整備，開発及び保全に関する方針		◇土地利用に関する基本方針 ○施設の配置及び規模
	防災街区整備地区計画	○種類・名称・位置・区域 ◇面積	◆目標・整備，開発及び保全に関する方針	▲地区防災施設の区域 (特定地区防災施設の区域を含む)	▲特定建築物地区整備計画 ▲防災街区整備地区整備計画
	沿道地区計画	○種類・名称・位置・区域 ◇面積	●沿道の整備に関する方針		▲沿道地区整備計画 ▲沿道再開発等促進区
	(沿道再開発等促進区)	○種類・名称・位置・区域 ◇面積	●沿道の整備に関する方針		●土地利用基本方針 ●施設の配置及び規模
	集落地区計画	○種類・名称・位置・区域 ◇面積	●目標・整備，開発及び保全に関する方針		▲集落地区整備計画

地区整備計画等に定める事項

		地区施設		建築物等に関する事項										土地利用に関する事項						
		配置・規模	用途	容積率		建ぺい率		敷地面積		建築面積		壁面位置	壁面後退区域の工作物の設置	高さ		形態・意匠	垣・さくの構造	その他	樹林地・草地等の保全に関する事項	
				最高限度	最低限度	最高限度	最低限度	最高限度	最低限度	最高限度	最低限度									
地区計画	地区整備計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	市街化調整区域内	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	
防災街区整備地区計画	特定建築物地区整備計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	防災街区整備地区整備計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
沿道地区計画	沿道地区整備計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
集落地区計画	集落地区整備計画	○	○	×	×	○	○	×	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	

(○：定めることができる事項，×：定めることができない事項)

4 軽易な変更について

(1) 軽易な変更で省略可能な手続きについて

都市計画法第21条第2項には、軽易な変更の場合は手続きの省略できる旨が規定されています。省略できる手続きについては、下記の一覧表のとおりです。

なお、「名称の変更」を除き、軽易な変更であっても、案の縦覧や都市計画審議会への付議等は必要であるため、通常の手続きとほぼ相違ない(同意が必要ないことのみ)ことに注意して下さい。

○ 省略可能な手続き一覧

根拠条文（都市計画法）	手 続 き	No
法第17条第1項	案の縦覧	①
法第17条第2項	意見書の提出	②
法第17条第3項	特定街区に関する都市計画 ：利害関係を有する者の同意	③
法第17条第4項	遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画 ：土地に関する所有権、地上権、使用若しくは収益を目的とする権利を有する者の意見聴取	④
法第17条第5項	都市計画事業の施行予定者を定める都市計画 ：施行予定者の同意	⑤
法第18条第2項	意見書の要旨の県都市計画審議会への提出	⑥
法第18条第3項	国土交通大臣の同意	⑦
法第19条第2項	意見書の要旨の市町村都市計画審議会への提出	⑧
法第19条第3項	県知事の協議・同意	⑨

○ 軽易な変更で省略可能な手続き

<a. 県が定める都市計画の場合>

軽易な変更となる項目（政令第14条）	省略できる手続き（法第21条）
名称の変更	①・②・⑤・⑥・⑦
位置、区域、面積または構造の変更 （省令第13条で定める軽易な変更のみ）	⑦
一団地の官公庁施設に関する都市計画における公共施設・公益的施設・建築物の配置の方針の検討	⑦

<b. 市町村が定める都市計画の場合>

○ 軽易な変更で省略可能な手続き

軽易な変更となる項目（政令第14条）	省略できる手続き（法第21条）
名称の変更	①・②・③・④・⑤・⑧・⑨
位置、区域、面積または構造の変更 （省令<第13条の2>で定める軽易な変更のみ）	⑨
一団地の住宅施設に関する都市計画における住宅の低層・中層・高層の予定戸数、公共施設・公益的施設・住宅の配置の方針の変更	⑨

(2) 名称変更以外の軽易な変更に関する変更について

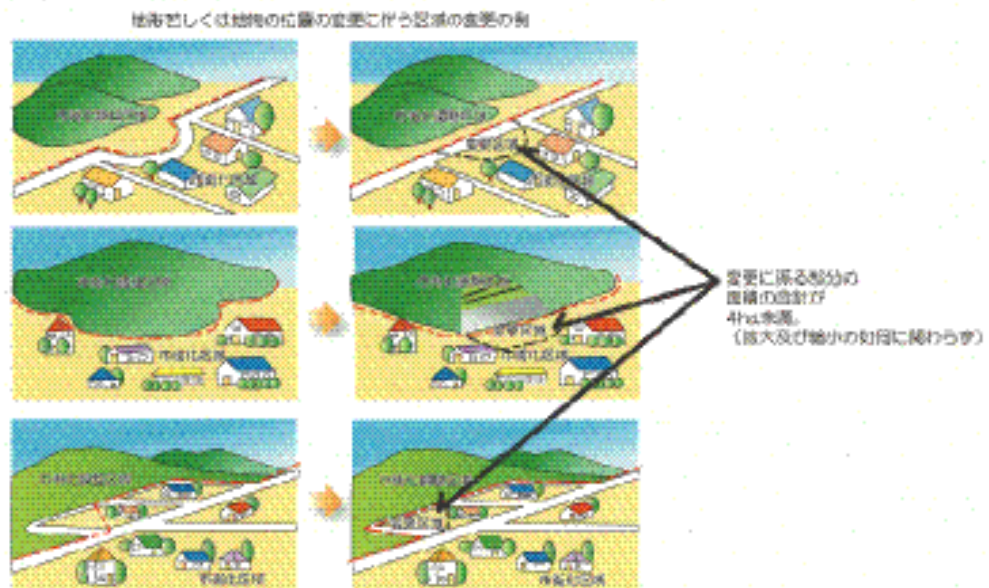
ア 県が定める都市計画

県が定める都市計画については、以下の場合においては国土交通大臣の同意が不要となります。（政令第14条第2号の規定により省令第13条で定める軽易な変更）

ただし、案の縦覧、都計審への付議等その他の手続きは省略されません。

(ア) 区域区分

区域区分のための地形若しくは地物の位置の変更に伴う区域の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が4ha未満であるもの。



(イ) 地域地区

都市再生特別地区、及び臨港地区のうち国際戦略港湾又は国際拠点港湾に係るもの

- a 区域の境界とされている道路、鉄道、空港、公園、緑地、又は河川の位置の変更(それぞれの軽易な区域の変更に相当するもの)に伴う位置、区域または面積の変更
- b 区域の境界とされている自動車ターミナルの位置の変更で、区域の変更(当該変更に係る部分の面積の合計が二千平方メートル未満であり、かつ、変更前の面積の二十パーセント未満であるものに限る)であるもの
- c 区域の境界である墓園の位置の変更で、区域の変更(面積の変更を伴わない区域の変更、面積の拡張に伴う区域の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が変更前の面積の二十パーセント未満であるもの及び区域の境界の修正を行うために行う区域の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が二千五百平方メートル未満であり、かつ、変更前の面積の十パーセント未満であるものに限る。)であるもの
- d 区域の境界とされている下水道の位置の変更で、区域の変更(道路の区域内の下水管渠の区域の変更及び処理施設又はポンプ施設の区域の変更(当該変更に係る部分の面積の合計が二千平方メートル未満であり、かつ、変更前の面積の二十パーセント未満であるものに限る。))であるもの
- e 区域の境界とされている崖その他の地形又は地物の位置の変更(水面の埋立てによる湖岸又は海岸の位置の変更を除く。)

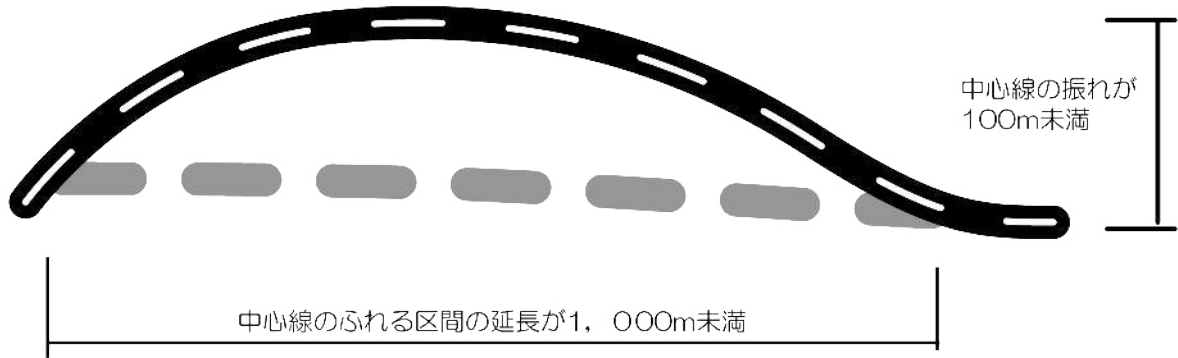
(ウ) 道路

次の位置または区域の変更。ただし、当該変更に係る区間内で、交通広場・他の道路・鉄道と立体交差をする箇所を含む場合は除きます。

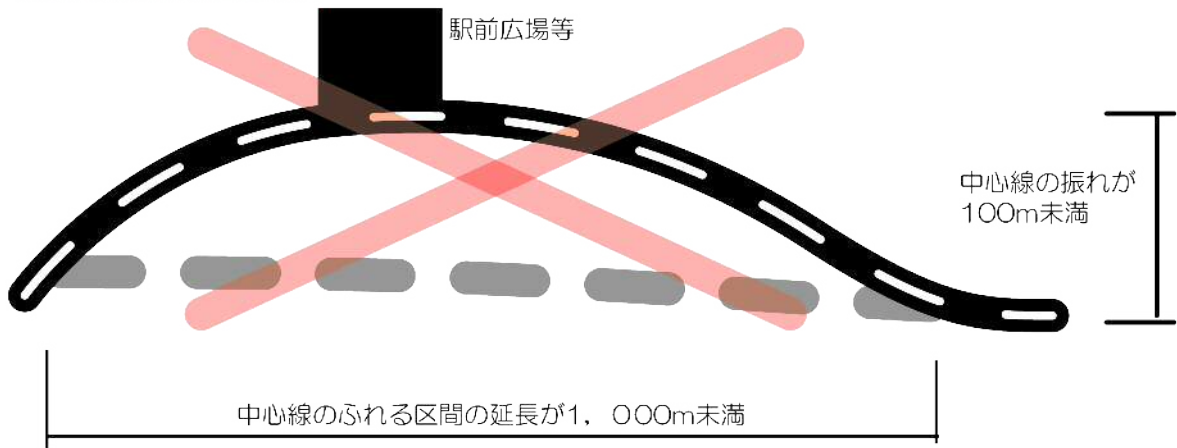
- a 線形の変更による位置または区域の変更で、中心線の振れが 100m 未満、かつ、当該変更に係る区間の延長が 1,000m 未満であるもの。(起点または終点の変更を伴う場合は、変更前の起点または終点において道路が同一平面で4以上交会するもの及び起点または終点の移動距離が 100m 以上であるものを除きます。)
- b 拡幅による位置・区域の変更で、当該変更に係る区間の延長が 1,000m 未満であるもの。
- c ①または②の変更に伴う他の道路の起点または終点の変更(起点または終点の移動する距離が 100m 以上であるものを除きます。))による当該他の道路の位置または区域の変更。
- d 道路を支える法面その他構造物の形状の変更による位置または区域の変更。

道路の軽易な変更の例

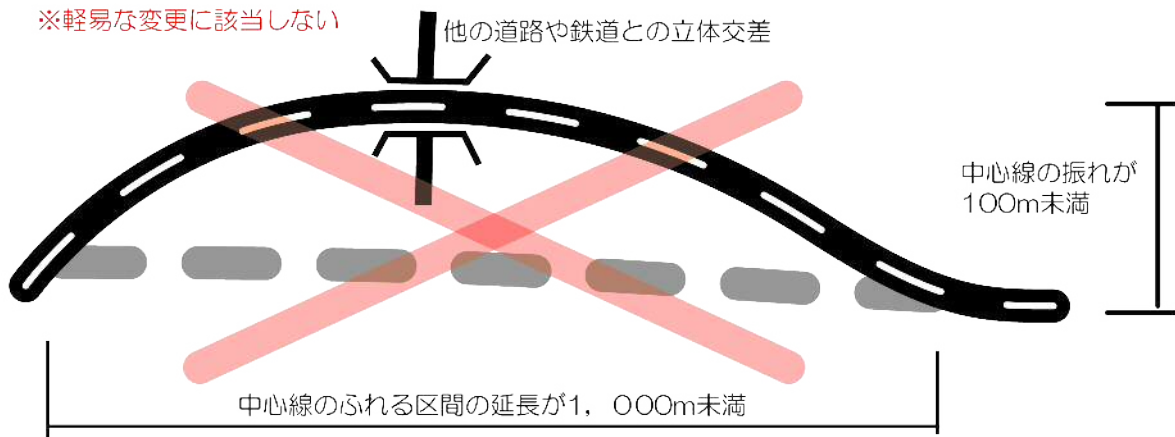
①中心線の変更による位置または区域の変更

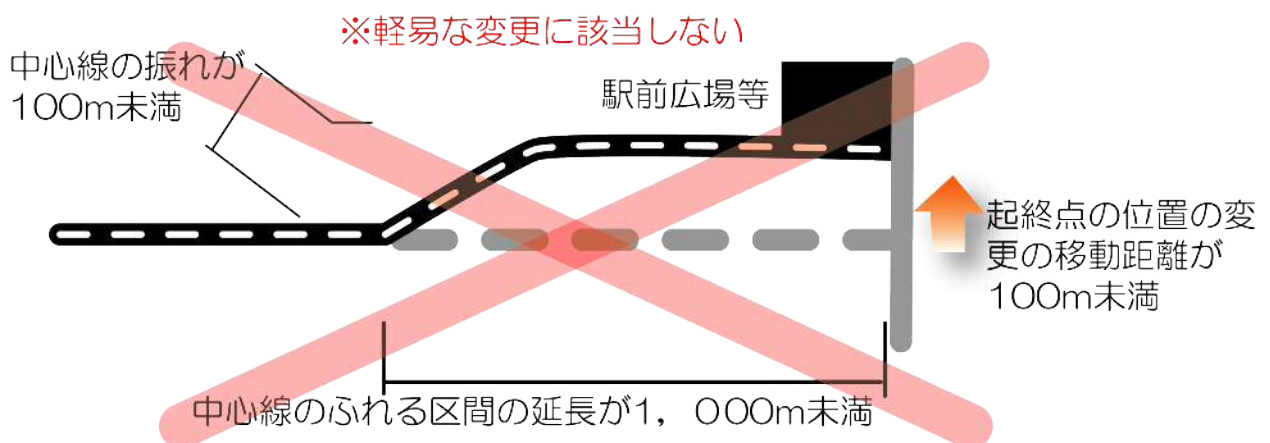
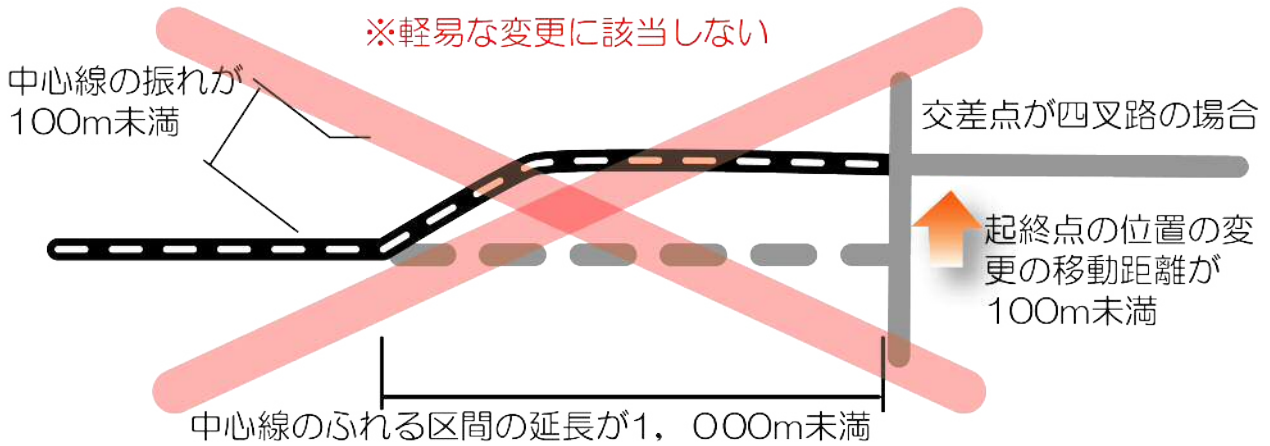
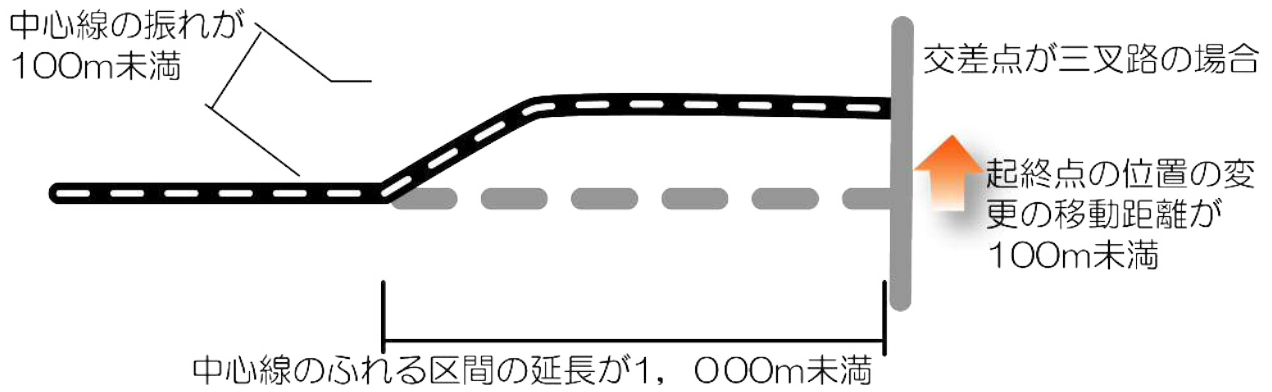


※軽易な変更には該当しない



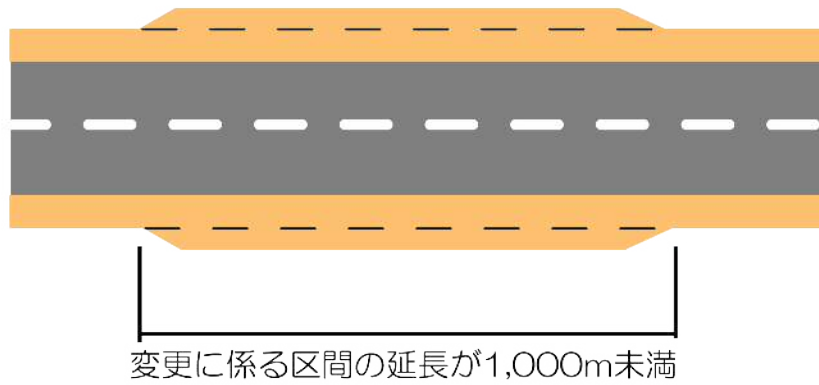
※軽易な変更には該当しない



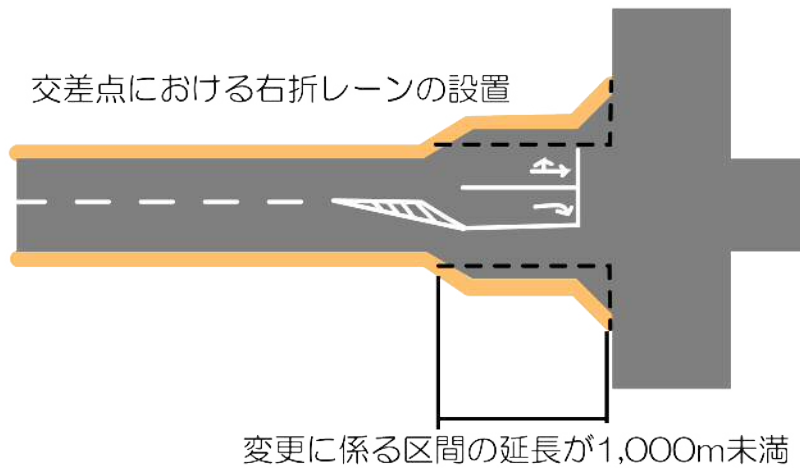


② 拡幅に伴う位置または区域の変更

歩道の拡幅

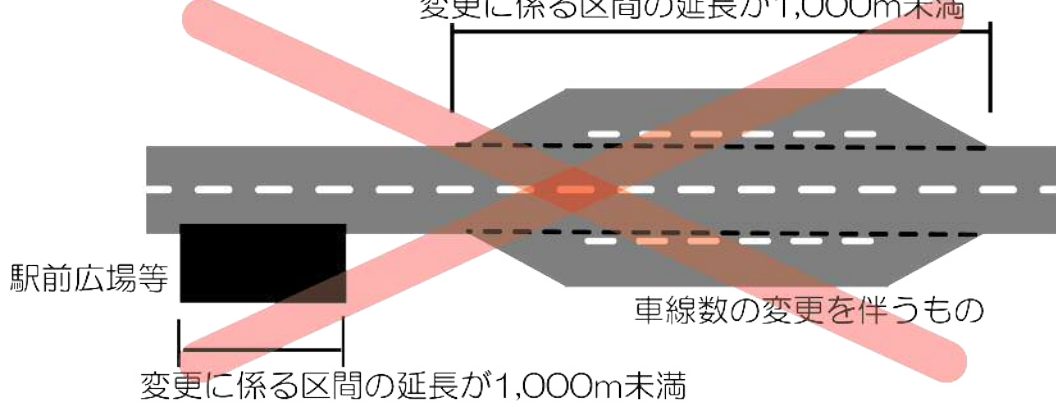


交差点における右折レーンの設置

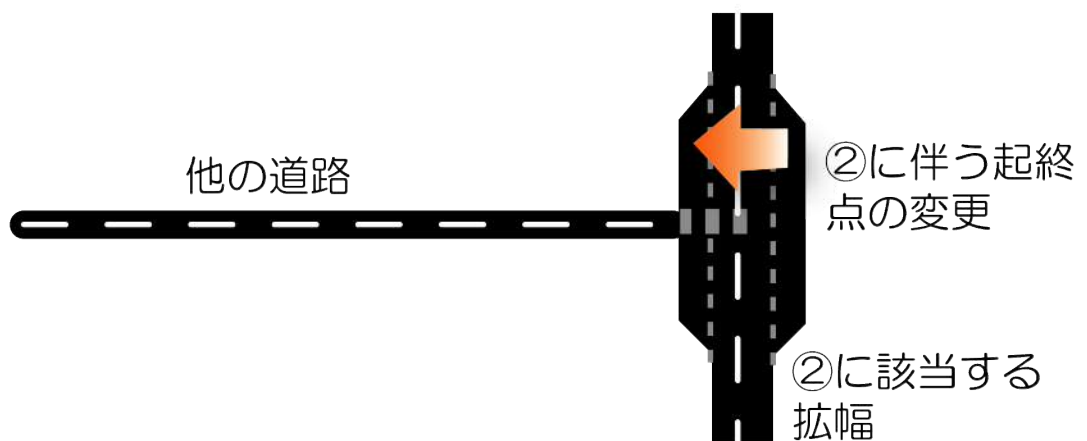
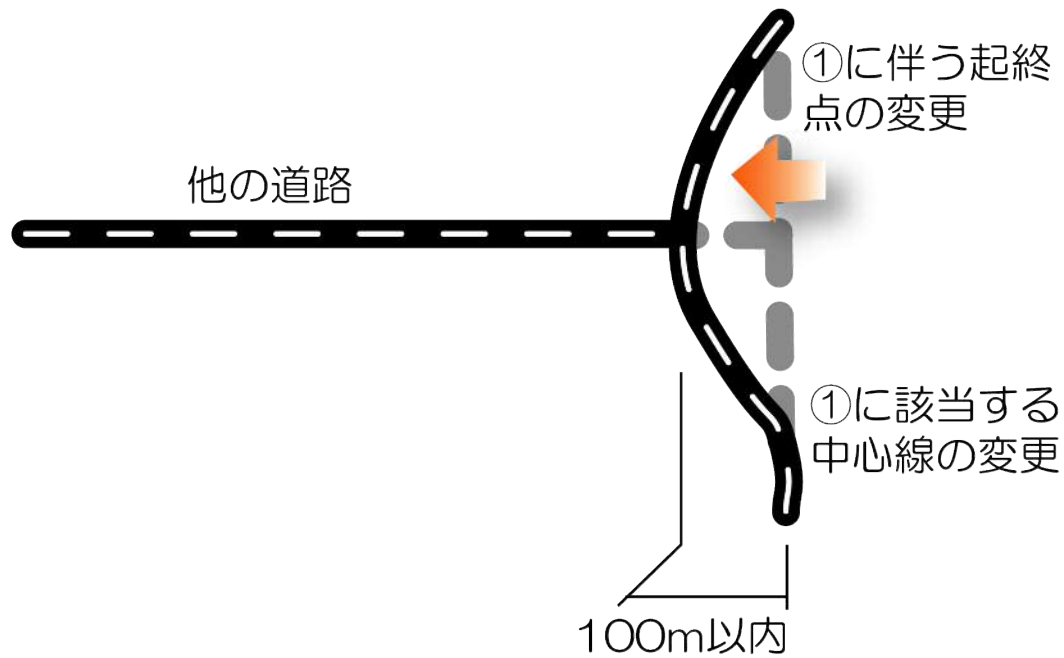


※ 軽易な変更には該当しない

変更に係る区間の延長が1,000m未満

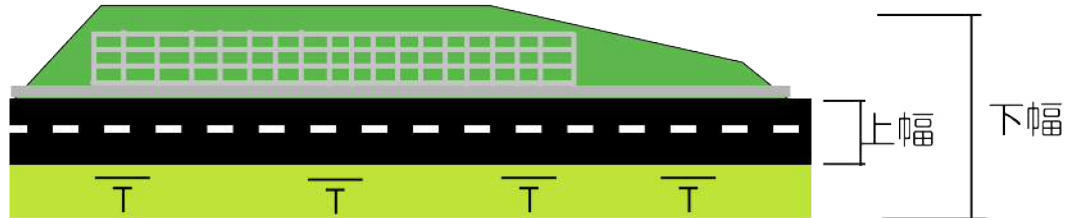


③ ①又は②に伴う他の道路の起終点の変更



- ④ のり面その他の構造物の形状の変更による位置または区域の変更

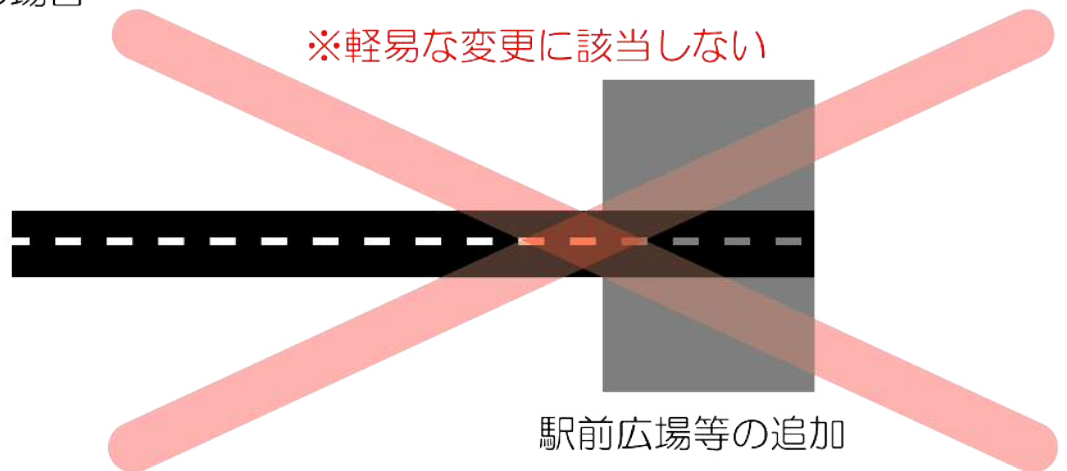
道路区域の確定に伴う下幅都計への変更



橋梁の橋脚形状の変更



起終点，幅員，線形等の変更をせず，単に駅前広場等を追加する場合



(エ) 都市高速鉄道

- a 起点または終点の変更を伴わない線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線の振れが100m未満、かつ、当該変更に係る区間の延長が1,000m未満であるもの。(当該区間内に停車場または車庫を含むものを除きます。)
- b 停車場または車庫の区域以外の区間における拡幅による位置または区域の変更で、当該変更に係る区間の延長が1,000m未満であるもの。
- c 停車場または車庫の位置または区域の変更で、区域の境界が移動する距離が20m未満であるもの。

(オ) 空港

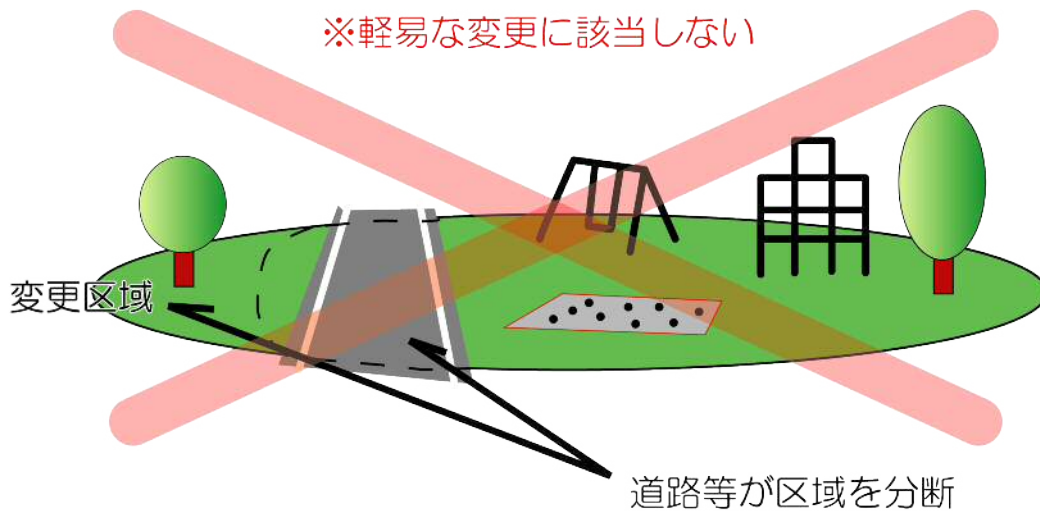
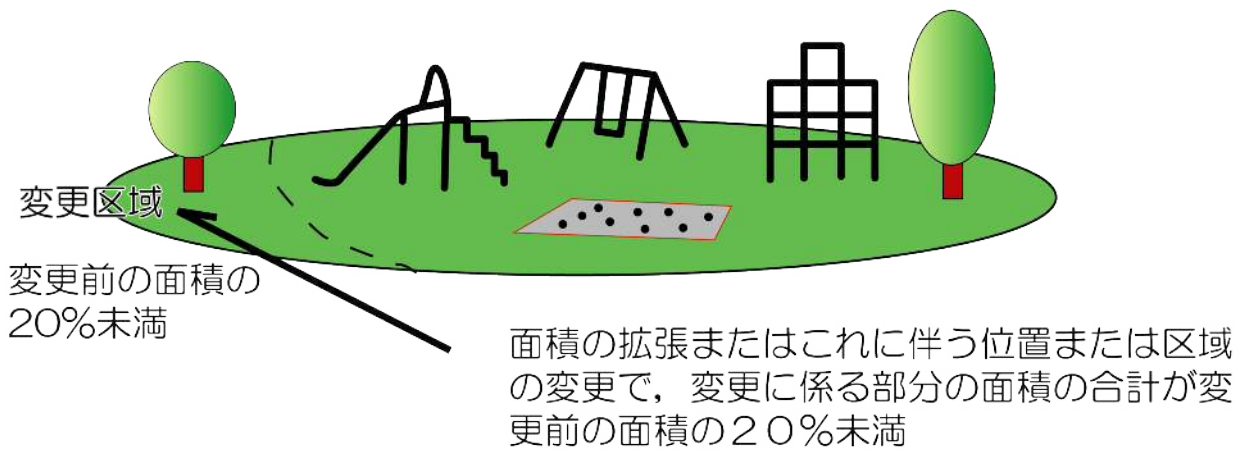
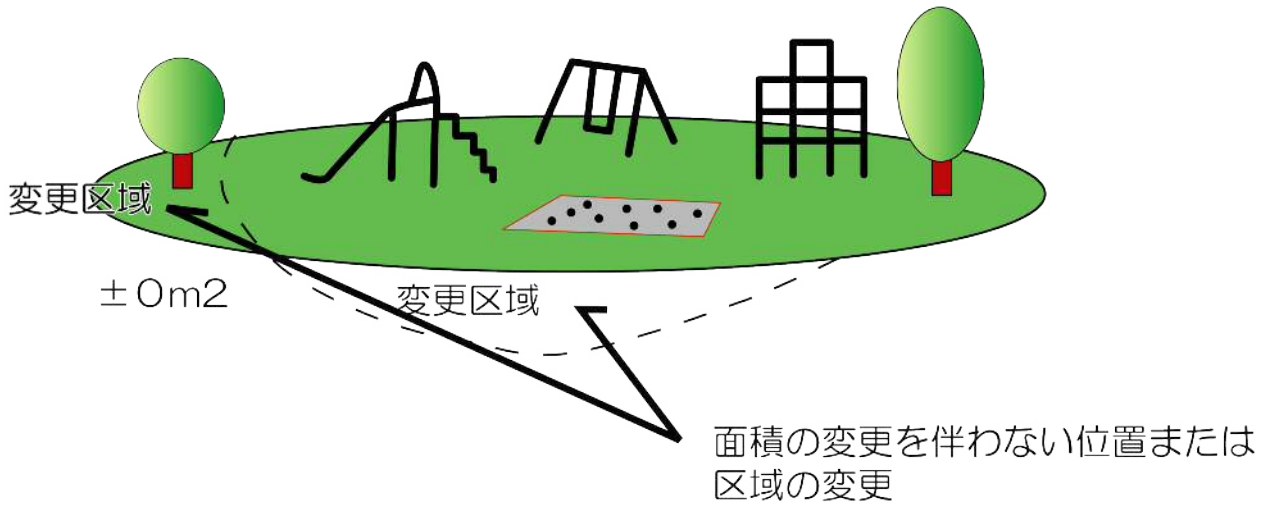
位置、区域または面積の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が4,000㎡未満であり、かつ、変更前の面積の20%未満であるもの。

(カ) 公園・緑地・墓園

次の位置、区域または面積の変更。ただし、公園及び緑地に関する都市計画にあつては、鉄道、道路または河川が区域を分断することとなるものを除きます。

- a 面積の変更を伴わない位置または区域の変更
- b 面積の拡張またはこれに伴う位置若しくは区域の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が変更前の面積の20%未満であるもの
- c 区域の境界の整正をするために行う位置、区域または面積の変更で、等が変更に係る部分の面積の合計が2,500㎡未満であり、かつ、変更前の面積の10%未満であるもの。

公園・緑地・墓園の軽易な変更



(キ)河川

- a 起点又は終点の変更を伴わない線形の変更による位置または区域の変更で、区域の境界の移動する距離が 100m 未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が 1,000m 未満であるもの。
- b 拡幅による位置または区域の変更で、当該変更に係る区間の延長が 1,000m 未満であるもの。

(ク)一団地の官公庁施設

- a 位置、区域又は面積の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が 4ha 未満であり、かつ、変更前の面積の 10%未満であるもの。
- b 公共施設、公益的施設又は建築物の配置の方針の変更で、公共施設又は公益的施設の規模の変更を伴わないもの。

イ 市町村が定める都市計画

市町村が定める都市計画については、以下については県知事の同意が不要となります。

(政令第14条第3号の規定により省令第13条の2で定める軽易な変更)

ただし、案の縦覧、都計審への付議等については省略されません。

なお、実質的には、ほぼ全ての案件について知事の同意が必要となります。

※ 市町村が定める都市計画の軽易な変更については、国土交通省が要件緩和を検討中

(ア) 用途地域に関する都市計画

位置、区域または面積の変更で、区域区分の変更に伴い市街化区域から除外される土地の区域を当該地域の区域から除外したものとどまると認められるもの。

(イ) 一団地の住宅施設に関する都市計画

a 住宅の低層、中層または高層別の予定戸数の変更で、当該変更による予定戸数の合計が200戸未満であり、かつ、変更前の予定戸数の合計10%未満であるもの。

b 公共施設、公益的施設または住宅の配置の方針の変更で、公共施設または公益的施設の規模の変更を伴わないもの。